



鳥取県公報

令和7年1月31日（金）
第9665号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	ふ化業者の登録（45）（畜産振興課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 保安林の指定予定（46）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・・・ 2 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 （47）（水産振興課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 清算法人智頭土地改良区の清算人の退任（48）（東部農林事務所）・・・・・・ 2 公共測量の実施（49）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 公共測量の終了（50）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 採石法による採取計画の認可の公表（51）（八頭県土整備事務所）・・・・・・ 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による指定区域の指定 （52）（中部総合事務所環境建築局）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 開発行為に関する工事の完了（53）（西部総合事務所環境建築局）・・・・・・ 4 貸付金の元利償還金の収納事務の委託（54）（教育委員会事務局人権教育課）・・・・ 4
-------	--

告 示

鳥取県告示第45号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおりふ化業者の登録をしたので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年1月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録番号	登録年月日	ふ化業者の名称、住所及び代表者の氏名	ふ化場の名称及び所在地
第1号	令和7年1月19日	米久おいしい鶏株式会社 東伯郡琴浦町大字中尾84-1 代表取締役社長 酒井 和博	米久おいしい鶏株式会社 ^ふ 孵卵場 東伯郡琴浦町大字杉下504-11

鳥取県告示第46号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年1月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 保安林予定森林の所在場所
鳥取市青谷町露谷字東山715、716
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第47号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和7年1月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加入区	漁業の区分
鳥取浜村加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

鳥取県告示第48号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定に基づき、次のとおり清算法人智頭土地改良区から清算人が退任した旨の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により告示する。

令和7年1月31日

鳥取県東部農林事務所長 鈴木 仁

退任した清算人の氏名及び住所

- 小林 功 八頭郡智頭町大字埴師473
- 小川 啓介 八頭郡智頭町大字河津原147
- 谷口 陽一郎 八頭郡智頭町大字真鹿野67
- 草刈 章博 八頭郡智頭町大字埴師646-1
- 三輪 圭一郎 八頭郡智頭町大字大背973
- 池本 英夫 八頭郡智頭町大字慶所253

令和6年12月27日退任

鳥取県告示第49号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年1月31日

鳥取県知事 平井 伸治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和6年12月3日から令和7年3月14日まで
- 3 作業地域 米子市並びに西伯郡南部町及び伯耆町

鳥取県告示第50号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年1月31日

鳥取県知事 平井 伸治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量及び用地測量）
- 2 作業地域 日野郡日野町榎市及び小原
- 3 終了年月日 令和7年1月10日

鳥取県告示第51号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

令和7年1月31日

鳥取県八頭県土整備事務所長 下場 和重

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
株式会社松田組 代表取締役 松田 義正	八頭郡八頭町 万代寺93-1	八頭郡八頭町福地字 糶ヶ谷616-1外2 筆（8,317.55平方メ ートル）	花崗岩（60,637立方 メートル）	令和7年1 月16日から 令和10年1 月15日まで	令和7年1月 16日

鳥取県告示第52号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定に基づき、指定区域を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年1月31日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

指定区域	埋立地の区分
東伯郡琴浦町大字松谷字向山女坂ノ上 565-26、565-86、565-158（次の図のとおり）	政令第13条の2第3号イ 省令第12条の31第2号

備考 この表において「政令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいい、「省令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県中部総合事務所環境建築局に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第53号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和7年1月31日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和6年12月9日 鳥取県指令第202400221249号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市渡町字堀内
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市京町200
志學 結衣

鳥取県告示第54号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同令第1条による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、貸付金の元利償還金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年1月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
弁護士法人ブレインハート法律事務所
- 2 委託した貸付金の元利償還金
鳥取県進学奨励資金（奨学生決定番号4010255、4020005、4040123、4050268、4070112、4070200、4080213、4090146、4100228、4110018、4110026、4110127、4110173、4120070、4130147）及び鳥取県育英奨学資金（奨学生決定番号414057、414104、424179、424190、424220、427022、431070、431145、4151373、4171076、4171163、4181118、4181422、4181583、4191054、4191223、4191673、4201025、4201233、4201265、4201414、4201481、4201553、4201569、4201705、4211057、4211263、4211653、4211737、4221108、4231026、4231167、4231366、4231409、4231446、4231535、4241269、4241288、4241328、4241464、4241523、4241538、4251013、4251018、4251051、4251088、4251329、4251417、4251567、4251582、4261083、4261305、4271371、4281182、4281242、4281296、4281403、4281408、4281426、4291234、4291324、4291356、4301247、4311135）
- 3 委託した期間
令和6年12月27日から令和8年2月28日まで